

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】** 平成30年度から、国民健康保険の制度改革が実施され、都道府県が財政運営主体となりましたことから、県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

**【回答】** 子どもの保険税均等割負担の廃止については、国民健康保険に加入している他の被保険者に費用負担を強いることになるため、慎重に検討してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

**【回答】** 県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、対応してまいりたいと考えております。

##### (2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

**【回答】** 保険税の減免基準については、国の通知に基づき実施しています。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】** 災害時の減免基準については、国の通知に基づき実施しています。

##### (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の1.5倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

**【回答】** 窓口負担の減免については、国の通知に基づき実施しています。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】** 減免申請については、世帯の生活状況、資産の状況等をよく見極めた上で、個々に詳しく直接説明することが重要と考えます。

引き続き、丁寧に対応し、減免制度が正しく活用できるよう実施してまいりたいと考えております。

#### (4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

**【回答】** 納税は基本的に納期限内での自主納付が原則ですが、所得の状況により納期限内に納付ができない方については、納税相談をいただき一括で納付困難と判断される場合は分割納付の対応をさせていただいております。しかしながら、通知をしても納税相談に来ない、納付計画を守らない、また、一定の資力があるにもかかわらず説明もなく納期限内までに納付がない場合、不本意ではありますが、税徴収の公平性に鑑み差押などの行政処分を行っております。

② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

**【回答】** 給与及び社会保険制度に基づく給付の一定額については原則として差押が禁止されているため、最低生活費を控除して差押を執行しております。

#### (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

**【回答】** 原則、すべての被保険者に正規の保険証を郵送しております。しかしながら、保険税に3年以上の滞納があるなど、複数の要件を満たした世帯に限っては、郵送をしない場合がありますが、高校生以下の子どもがいる世帯及び60歳以上の方がいる世帯には、短期証を郵送しております。

② 窓口留置は行なわないでください。

**【回答】** 保険証の窓口留置については、保険税に3年以上の滞納があり、かつその期間全く納付がなく、納税課とも折衝がない世帯に限り、窓口留置を行っている状況でございます。ただし、その内、高校生以下の子どもがいる世帯及び60歳以上の方がいる世帯については、短期証を郵送しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】** 資格証明書については、3年以上の滞納があり、かつその期間全く納付がなく、納税課とも折衝がない世帯に限って適用させています。納税相談をしていただいた世帯は、生活状況等のお話を聞いたうえで適宜短期証への切り替えを行っています。

なお、高校生以下の子どもがいる世帯及び60歳以上の方がいる世帯には、資格証明書の発行は行っておりません。

## (6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

**【回答】** 現在、公募は行っておりませんが、被保険者代表については、性別、職業、地区などに偏りが無い選出となっております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

**【回答】** 国保運営協議会は、被保険者、保険医・薬剤師及び公益のそれぞれの代表者から構成されており、様々な立場から意見を聴取し、適宜運営しております。

## (7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】** 特定健康診査は、身体診察や血液検査、尿検査等の基本検査項目については全額公費負担とし、負担の軽減を図っております。

追加検査として、健診の血圧値が基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する心電図検査及び眼底検査と、希望により実施する心電図検査につきましては、自己負担額をそれぞれ500円としております。

近年、保険者が健康や医療に関する情報を活用して市民の健康課題の分析、保険事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。坂戸市においても、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためにデータヘルス計画を策定しており、この計画に基づいて、保健事業の実施及び評価を行い、市民の健康増進、健康格差の縮小を目指してまいります。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答】** 各種がん検診や特定健康診査等は、医療機関で実施する個別方式としておりますが、受診者の検診結果の正確な把握や委託料の支払い等の事務を適正に行うこと、医療機関における診療や予防接種等の体制との整合性を鑑み、委託先である坂戸鶴ヶ島医師会との慎重な協議の結果、現在の実施期間を設定しております。

市民健康センターで実施する集団方式のがん検診につきましては、肺がん検診と乳がん検診を同日に受検できる「女性検診」を増やし、受診者の利便性を高めています。

成人歯科健康診査につきましては、実施期間を1か月延長し、受診の受け入れの拡充を

図りました。

健診項目につきましては、特定健康診査、健康診査において、65歳以上の方を対象に市独自の検査として聴力検査を実施し、難聴等の発見に寄与しています。各種がん検診につきましては、健康増進法に基づき、市が行う健（検）診として国が推奨している検査を実施しておりますので、今後も国の動向を注視してまいります。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答】** 「健康日本21（第二次）」では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の目標を達成するため、生活習慣病の発症予防に加え、重症化予防の徹底、ライフステージに応じたところの健康の推進、住民自らが健康行動を選択できる保健指導の重要性が明記され、保健師はこの仕組みを整える役割が期待されています。

保健師につきましては、平成25年度から継続的に採用試験を実施し、今年度も現在、採用試験を実施しています。その間、合計10名を採用し、職員体制の充実を図っております。

今後におきましても職員数や保健・福祉施策等の動向を見据え、引き続き住民サービスの向上に向けて、適切な定員管理に努めます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】** 保健事業における個人情報の取扱いにつきましては、坂戸市個人情報保護条例を遵守し、情報漏洩や不正が生じないよう万全の体制のもと、適切に管理しております。

## 2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

**【回答】** 資格証明書は発行しておりません。しかしながら、短期証については、埼玉県後期高齢者医療広域連合の決定により、令和元年7月1日現在2名の被保険者へ交付しております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】** 現在、健康長寿事業として、国保保養所の利用補助、人間ドックやがん検診等を行っております。

令和元年度からは、健康マイレージで使用する万歩計の購入に係る費用を一部助成しております。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】** 健康診査につきましては、自己負担はありません。ただし、心電図検査と前年度の健診結果により該当となる眼底検査につきましては、それぞれ自己負担額を500円としています。

人間ドックは、平成22年度から国民健康保険加入者と同様に費用補助を実施しています。

また、埼玉県後期高齢者医療広域連合の実施する「健康歯科長寿歯科健診」は、平成

28年度から実施され、今年度は、平成30年度に75歳になられた方（昭和18年4月2日から～昭和19年4月1日生）が無料で受診できます。実施期間は、令和元年7月1日から令和2年1月31日までとなっております。

今後も引き続き、周知と受診率の向上を図ってまいります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

#### (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

**【回答】** 第7期介護保険事業計画では基本施策の中で目標の指標を定めており、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費はおおむね計画通りに実施ができています。

また、地域支援事業費の予算が計画の額を超えた場合は、介護保険給付費等準備基金を充てることとなります。

#### (2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

**【回答】** 平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しており、平成28年4月からは「従来相当サービス」と人員や運営に関する基準を緩和し、利用料も現行相当よりも安価に利用できる「サービスA」を、平成29年からは住民が主体となって提供する「サービスB」を実施しています。

サービスAは現在訪問事業所を8カ所、通所事業所を1カ所指定しています。

サービスAでは「基準緩和型サービス事業研修」を受講することにより訪問サービスや通所サービスに従事することができます。現在管理者78名、従事者117名を認定しています。

サービスBは、登録団体等へ利用対象者の数により補助しています。今年度はNPOが通所型として1事業所、社会福祉協議会が訪問型として登録しています。担い手については、各団体に登録となっています。

サービスBを始めとした地域の支え合いに参加していただくために、平成30年度は地域福祉講座を社会福祉協議会に委託し、地域の支え合いの重要性を学ぶ講座とともにサービスBの登録団体やボランティア団体の活動参加の機会も提供し、担い手の養成も行っています。

## 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】 従前相当サービス（旧現行相当サービス）、平成30年4月から都道府県指定から自治体の指定となりました。本市では5月末日現在で市外事業所も含め、訪問型サービス28事業所、通所型サービス50事業所を指定しており、利用者も従前通り利用できる体制を確保しております。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 サービスの単価についても、事業所の経営を考慮し、引き続き従前相当の単価としています。

## 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 高齢者が自分らしく在宅で暮らし続けるためには、介護を必要としない体づくりも大切であり、介護予防事業をはじめとする身体機能の維持や向上の視点を持つことは非常に重要なものと捉えています。一方、支援を必要とする方には、高齢者在宅福祉サービスをはじめ、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業による地域住民による支えあいの仕組み等を活用し、多角的な支援を継続して実施してまいります。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 坂戸市では、認知症の方が住み慣れた地域で住み続けるためには、地域の方が認知症について正しい知識を得て、理解することが大切だと考えています。認知症について学ぶ機会として、認知症市民公開講座や認知症疾患医療センターの協力による「認知症に関する地域学習会」を開催しています。

また、家に帰れない高齢者の方を発見した場合の対応を学ぶため、今年度は住民の方の参加による「声掛け訓練」の実施を予定しています。

認知症の方への施策としては、速やかに適切な医療、介護等につなげられるように「認知症初期集中支援チーム」の設置や見守りキーホルダーの配付、おれんじカフェの設置、認知症ガイドブックの活用など、重層的な支援を実施しています。

特におれんじカフェは認知症の方やその家族、地域の方が集う場として現在15カ所実施し、毎回楽しく参加している等ご好評いただいております。

今後も、認知症の方やその家族の方が安心して暮らすことのできるよう認知症施策に取り組んでいきます。

**(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

**【回答】** 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の充実に向けた課題の一つに、安心して暮らせるための地域にするために、地域密着型サービスの重要性を認識していただくことも大切だと考えています。さらに、事業を継続していただくためには適切な人員確保等も課題克服のための大きなポイントと捉えています。

**4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。**

**(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】** 処遇改善策については、埼玉県介護職員雇用促進事業と連携し、啓発活動を継続してまいります。また、市内介護事業者管理者会議等を通じ、働き方改革等の情報を周知してまいります。

**(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】** 技能実習制度については、今後、国の動向を注視して対応して参ります。また、介護職種に関する外国人の技術実習に関連する基準等については、市内関係団体等に周知をいたします。

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】** 介護現場におけるハラスメント対策といたしましては、国より対策マニュアルが提示されました。今後市内事業所に「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を配布し介護現場におけるハラスメント対策が進むよう周知いたします。

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答】** 介護保険事業計画に基づき適切な施設整備を計画してまいります。

**(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

**【回答】** 低所得の方の施設利用等が困難とならないように、申請により所得等に応じた利用者負担段階の負担限度額の認定を受け、認定証を施設等に提示することで、居住費・食費は負担限度額までの自己負担となる制度があります。

**(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】** 要介護1・2の方の特別養護老人ホームの入所について、事業者からの相談に対しては「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」に基づき埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針が示されております。入所判定に際し、施設から特例入所対象者に該当するか否かの判断において、意見を求められた場合は、速やかに施設に対し適切な意見を表明します。また、施設と本市との判断に疑義が生じないよう連携に努めています。

**6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。**

**(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。**

**【回答】** 平成30年度の交付金額は15,794,000円です。地域支援事業費に充当しています。

**(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。**

**【回答】** この交付金は交付指標の点数に応じ分配されるものですので、交付額は未定です。

用途につきましては、地域包括ケアシステムを発展のため、地域支援事業や保健福祉事業における自立支援、重度化防止、介護予防等に活用いたします。

**(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。**

**【回答】** この交付金での「要介護状態の維持・改善の状況等」の各項目は厚生労働省の統計データにより評価するものとなっているため、市として特に対応はしていません。



## 7、 介護保険料を引き下げてください。

### (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

**【回答】** 本市では第1号保険者の保険料は13段階に区分し所得や課税状況に応じて決定し、第5段階55,200円を基準額としております。今年度につきましては、消費税の10%への改正に伴い低所得者の保険料の軽減強化を図ることとし、保険料の算定に関する基準が改められたことから第3段階までの方の保険料を改正し対応しております。

また、埼玉県の保険料の平均は47都道府県の中で一番低く、本市の保険料は低いため、本市の保険料は県下でも低額に設定しているため全国的に見ても低水準にしています。

### (2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

**【回答】** 65歳以上の方の介護保険料は、総給付費の23%（第1号被保険者負担分）を65歳以上の方の人数で除することにより算出します。そのため、介護保険料と介護保険件給付は比例しており、介護保険料を引き下げるとは、介護給付費を引き下げることでもあります。

本市では、基金活用等により第7期計画の保険料を第6期計画の保険料と同額に据え置き負担軽減を図りました。

### (3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

**【回答】** サービスを利用した際の利用者負担は、通常1～3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて措置がとられています。このような措置とならないよう滞納者への訪問徴収の際や窓口相談では分納相談等対応し、できるだけ納付できる環境となるよう個別対応に努めています。

### (4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

**【回答】** 第7期計画では、「ともに支えあう健康と安心のまち」を基本理念とし、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに「地域共生社会」の実現に向けて事業の実施に取り組んでいます。

計画の各基本施策における目標値については中間年度として検証し、おおむね計画通りに実施しております。

本市においても被保険者数は増加しておりますが、「さかどお達者体操」の普及等の

介護予防事業や縦覧点検、医療費情報との突合や事業者指導等の給付適正化事業により介護給付の伸びが抑えられていると考えます。

#### 8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 介護保険料については分納制度のご相談に応じているほか、負担限度額制度等の活用をご案内しています。

#### 9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 高齢者虐待の平成30年度の相談件数は速報値では39件です。

重度の身体的虐待や生命に関わる放任等の虐待の場合、老人福祉法の「やむを得ない措置」により施設入所により分離対応しています。

虐待は、早期発見により重篤にならない前に対応することが重要です。そのために坂戸市見守りネットワークの協力団体や介護事業者等へ啓発研修を実施し、関係機関の関りの中で高齢者虐待の迅速な発見と市や地域包括支援センターへの通報に協力いただいています。

なお虐待通報については平成30年10月から埼玉県が虐待通報ダイヤルを開設し、365日24時間住民の方がいつでも通報できる体制がとられるようになりました。

虐待の原因として認知症などで介護が必要な高齢者の方を介護している方が介護負担により思わず手が出てしまう、ということがあります。介護者のストレスを軽減するために、介護者同士の交流の場として市内には介護者サロンがあります。今年度は住民の方向けの「介護者支援セミナー」を開催し、介護者サロンの充実を図ります。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 今年度4月1日に開設した多機能事業所及びグループホームを地域生活支援拠点として認定したところです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 今後の地域生活支援拠点の体制整備、運営方法等については、坂戸市障害者等地域総合支援協議会に実施状況を報告しつつ、当該報告内容及び当該協議会での意見を参考にし、検討してまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

**【回答】** 当市の地域生活支援拠点は、グループホームが含まれております。当該グループホームにおいては、空床型短期入所の機能を有しており、緊急時の受入・対応ができるようになっております。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】** 坂戸市障害者等地域総合支援協議会の委員に、坂戸市障害者等相談支援センターが含まれております。各障害者等相談支援センターを介し、当事者の声を反映してまいりたいと考えております。

#### <参考>

##### 障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

## 2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

**【回答】** グループホームへの入所希望者は、ケースワーク及び各相談支援事業所での聞き取りにより把握に努めており、随時希望者にグループホームに関する情報提供及び入居に関する支援を行っております。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

**【回答】** 障害者の自立した生活の場を確保するために、グループホームは必要であると考えており、坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第 5 期）・坂戸市障害児福祉計画では、「グループホームの整備促進」について、事業内容、方向性、目標値等を定めております。本計画に基づいて施策を進めてまいります。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80 歳の親が 50 歳の障害者を介護・90 歳の親が 60 歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】** 老障介護家庭の支援対策については、地域のより身近な相談者である「民生委

員」による見守り、障害や認知症によって支援が必要な方や社会からの孤立等の疑いを早期に発見し適切な対応につなげる「坂戸市見守りネットワーク」の地域の見守り体制があり、今後も見守りから支援へつなげる体制の強化を図っていきます。

また、平成31年4月に緊急時の受入・対応ができる地域生活支援拠点を整備いたしました。

### 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 重度心身障害者医療費制度については、県の基準により対応してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 重度心身障害者医療費助成制度は、県の基準に従い、償還払いによる給付を実施していましたが、受給者の利便性の向上を図るため、平成28年1月から坂戸市・鶴ヶ島市内の指定医療機関における窓口払いを廃止しました。

対象者の拡大につきましては、平成27年1月に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象に加えています。現物給付の開始等による新たな費用負担も発生していることから限られた財源を効果的に活用していくため、御理解をお願いします。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 重度心身障害者医療費助成については、県の助成基準によるほか、市民税非課税世帯については市単独補助として入院時の食事代の一部を助成しており、また65歳以上の後期高齢者医療制度の障害認定を受けた精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方も対象となっているところです。対象者の拡大につきましては、限られた財源を効果的に活用するため、規定を設けていますので御理解をお願いします。

### 4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 障害者生活サポート事業については、県の基準により対応しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 県の障害児（者）生活サポート事業については、平成26年4月から障害者総合支援法に規定された難病の方も新たに対象としており、本市においても同様に対象者の拡大を図っています。生活サポート事業は、制度の周知も進み、皆様に定着してきた事業であり、限られた財源の中で必要とする多くの方にご利用いただくため、利用時間の上限を設けさせていただいているものであり御理解をいただきたいと考えます。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】** 県の障害児（者）生活サポート事業については、平成26年4月から障害者総合支援法に規定された難病の方も新たに対象としており、本市においても同様に対象者の拡大を図っています。生活サポート事業は、制度の周知も進み、皆様に定着してきた事業であり、限られた財源の中で必要とする多くの方にご利用いただくため、一部自己負担をお願いしているものであり御理解をいただきたいと考えます。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】** 埼玉県障害者生活支援事業（障害児（者）生活サポート事業）に対する県補助金については、市町村の人口規模による補助限度額が設定されていることから、市町村の負担額が年々増加しております。

本市としては、県補助金の増額及び低所得者も利用できるよう負担の応能化について、平成30年度に県へ要望いたしました。

今後も事業を継続しながら、必要に応じて、県に対して補助拡充の要望を行います。

## 5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】** 福祉タクシー利用料金補助及び自動車燃料購入費補助については、平成25年度から、それぞれ支給拡大（タクシー券年間24枚から年間36枚へ、ガソリン等燃料限量は月300から月400へ）を行い、所得制限・年齢制限は設けていません。

本市独自の施策としては、福祉タクシーについて県の指定難病医療受給者を対象に加え、平成27年4月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の方へ対象を拡大いたしました。自動車燃料購入費補助についても平成27年4月から上肢障害の方へ支給拡大するなど制度の充実に努めております。また、平成30年4月より坂戸市障害児介護用自動車燃料購入費補助事業として、障害児を介護する方が運転する自家用自動車に対し、自家用自動車燃料費の一部を助成します。

これら事業については、限られた財源を効果的に活用するため、対象となる方やその範囲について規定を設けていますので御理解をお願いします。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】** この事業は、地域生活支援事業として、国及び県の補助対象でありましたが、平成21年度から補助の対象から外れ、全額市費の持ち出しとなっております。

今後も事業を継続しながら、必要に応じて、県に対して補助拡充の要望を行います。

## 6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】** 災害時の避難行動要支援者名簿は、家族の有無に関わらず、支援が無くては避難が困難な方として、本市では、障害者手帳を交付された方、介護保険法の要介護又は要支援認定を受けた方を名簿に登載しています。（そのうち、平時からの名簿提供に同意いただき申請された方については、避難行動被支援希望者登録台帳に登録されることとなります。）

なお、避難行動要支援者名簿については、災害発生時に限り、要支援者の生命、身体を保護し、避難につなげる目的で、消防署、警察署、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生・児童委員へ提供することとしています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】** 本市の福祉避難所は、協定を締結した、特別養護老人ホーム等10施設を整備しております。

福祉避難所については、必要に応じて開設することとしておりますが、施設入所者もおりますことから、収容人数に限りがございます。

したがって、災害発生時は、まず、自宅から近い指定避難所への避難をいただき、それぞれの避難者の健康や身体等の状況を勘案したうえで、市の判断により、福祉避難所に移動していただくこととしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】** 本市の災害用備蓄品は、避難所への避難者のほか、避難所外避難者も考慮したうえで、生活物資等の備蓄を進めておりますので、避難者自ら受け取りにお越しいただくか、もしくは地域の共助により、避難所外避難者への備蓄品が渡ることとなります。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】** 避難行動要支援者名簿の開示につきましては、個人情報保護にも配慮する必要があります。

しかしながら、災害時においては、市から名簿の提供を受けることとしている坂戸市社会福祉協議会と民間団体が連携を図っていただくことで、名簿の開示が可能となる場合があるものと考えております。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 平成31年4月1日現在の待機児童数は2名でございます。また、保留児童数は63名となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 既存保育所において、定員の弾力化後の年齢別受け入れ児童総数は、現時点で0歳児79名、1歳児159名、2歳児229名、3歳児290名、4歳児278名、5歳児278名となっております。今後については保育室の面積や保育士の配置状況を考慮し、園と相談の上対応してまいります。

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 今後とも引き続き、待機児童解消の方策の一つとして保育所の増設も検討していきます。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 支援が必要な児童に対しては、加配保育士を確保する等、必要な支援が受けられる態勢を整えるよう努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 必要に応じて対応してまいります。

#### 2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育士の処遇改善に資する補助金として、坂戸市民間保育所運営改善費補助金の項目の一つである、保育士安定雇用事業費補助金の制度を今後も継続してまいります。

#### 3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしか

かることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 保育園等におきましては、保育料が無償化される一方で副食費が実費徴収となります。今後につきましても子育て世帯の負担増にならないよう研究してまいります。

#### 4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 今後も引き続き、市内保育施設の保育士を対象とした研修を実施するとともに、施設の指導監督に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 今後も引き続き、子育て世帯の実情を把握し、適切な保育が実施できるよう努めてまいります。

#### 【学童】

#### 5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 現在、本市においては、学童保育の待機児童を解消し、必要とする世帯が入所できております。適正規模については、状況を十分検証し、今後も安心安全な保育を継続できるように努めて参ります

#### 6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 放課後指導支援員等処遇改善等事業を活用し、指導員の処遇改善を引き続き実施することで、指導員の定着・増員を図ります。

また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、他市町の状況等も注視し、活用について検討して参ります。



**7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】** 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が6月7日に公布され、今後、設備運営基準を改正し、その内容について別途通知する予定であるとのことですが、今後も国の動向を注視し、利用者の意見を参考に必要に応じてはたらきかけを行って参ります。

**【子ども医療費助成】**

**8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】** 本市では、平成24年10月診療分から、通院に係る子ども医療費の支給対象を小学校就学前から中学校3年生までに拡大しました。これにより、中学校3年生までの通院、入院に係る子ども医療費の無料化を実現したところであり、当面は現状を維持していきたいと考えております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】** 子ども医療費助成制度の安定的な運営や子育て支援環境の更なる充実のため国の責任において制度化を図ることを、全国市長会等を通じ要請しているところですが、引き続き要請していきたいと考えております

**5. 住民の最低生活を保障するために**

**1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。**

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

**【回答】** 生活保護のしおりにつきましては、カウンターの上に常備しており、生活保護の相談の際にも利用しております。内容につきましても、憲法第25条の理念に基づく制度であることや、保護の決定は原則として14日以内であること等を明記しております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

**【回答】** 広報やホームページ、行政の各部署や行政以外の関係部署等との連携を通じ、生活困窮者への支援制度や生活保護制度が正しく理解されるよう、今後も周知に努めて

まいります。

**2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。**

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】** 生活保護の申請者に対しましては、生活保護のしおりを利用して制度の説明をした後、申請の意思を確認し、希望された方には申請書を交付しております。

**3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。**

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】** 現在、坂戸市ではアウトソーシングサービス業務委託によるサービスの提供を受けて業務を行っており、業務システムにおいて「保護変更決定通知書」等の帳票を打ち出して、生活保護利用者に通知しております。

「保護変更決定通知書」につきましては、法令に基づき、市の規則で様式を定めておりますが、様式の内容について検討してまいります。

**4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答】** ケースワーカーの人員につきましては、厚労省が示す標準数を基本に、被保護者世帯の状況を勘案しつつ、適正配置となるよう毎年人事部門に要求しております。

平成31年4月1日現在、坂戸市福祉事務所の実施体制は、国が示すケースワーカーの標準数を満たしておりますが、今後も適正配置となるよう努めてまいります。

また、ケースワーカーの質の向上のため、生活保護に関する研修に限らず、様々な内容の研修に参加するよう努めており、学んだ内容を担当内で共有することにより、ケースワーカー全体の質の向上も図っております。

**5、 埼玉県法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】** 学校教育課と連携し、対象世帯には家庭訪問等を通じて制度の説明を行い、確実な制度の利用に努めております。

**6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】** 埼玉県による生活保護法施行事務監査等の機会を通じ、国・県に要望を伝えてまいります。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】** 生活困窮者に対する総合相談窓口である「自立サポートセンター」を庁内に設置し、行政の各部署が連携して生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を受け止め、必要な支援が提供できるよう包括的な支援に取り組んでおり、生活保護の適切な運用に努めております。